

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

＜事業報告＞

- 会社の新株予約権等に関する事項 …… 1
- 業務の適正を確保するための体制 …… 3

＜連結計算書類＞

- 連結持分変動計算書 …………… 7
- 連結注記表 …………… 8

＜計算書類＞

- 株主資本等変動計算書 …………… 26
- 個別注記表 …………… 28

ナブテスコ株式会社

本内容は、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しています。

本内容は、監査役および会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 470個
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式47,000株（新株予約権 1 個につき100株）
- ③ 新株予約権の区分別合計

発行回次	行使価格	行使期間	区分	保有者数	個数
第3回株式報酬型新株予約権 (2011年度) ※1	1円	2011年8月20日から 2036年8月19日まで	取締役	2名	46個
第4回株式報酬型新株予約権 (2012年度) ※1	1円	2012年8月21日から 2037年8月20日まで	取締役	2名	48個
第5回株式報酬型新株予約権 (2013年度) ※1	1円	2013年8月21日から 2038年8月20日まで	取締役	3名	67個
第6回株式報酬型新株予約権 (2014年度) ※1	1円	2014年8月21日から 2039年8月20日まで	取締役	4名	78個
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年度) ※1	1円	2015年8月21日から 2040年8月20日まで	取締役	6名	75個
第9回株式報酬型新株予約権 (2016年度) ※1	1円	2016年5月21日から 2041年5月20日まで	取締役	6名	140個
第10回株式報酬型新株予約権 (2017年度) ※2	1円	2020年2月27日から 2030年2月26日まで	取締役	6名	16個

(注) 1. ※1は、長期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠（2009年6月24日開催の第6回定時株主総会決議）に基づき発行された新株予約権（以下「長期業績連動株式報酬型ストックオプション」といいます。）です。

※2は、中期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠（2014年6月24日開催の第11回定時株主総会決議）に基づき発行された新株予約権（以下「中期業績連動株式報酬型ストックオプション」といいます。）です。

2. 社外取締役および監査役には新株予約権を交付していません。

④ 新株予約権の行使の条件

- 1) 長期業績連動株式報酬型ストックオプションにおける新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日にあたる場合は翌営業日を最終日とします。）に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
また、中期業績連動株式報酬型ストックオプションにおける新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役および執行役員のいずれかの地位にある者としてします。ただし、当社の取締役および執行役員のいずれも任期満了により退任した場合、または、当社子会社の取締役もしくは執行役員に就任した場合は、新株予約権を行使できるものとします。
- 2) 新株予約権の行使は、割当てを受けた新株予約権の数の全部を一括して行使するものとします。
- 3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の直接の法定相続人のうち1名に限り、当該新株予約権者の権利を相続することができるものとします。
- 4) その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

（2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

当社は、2017年3月28日開催の第14回定時株主総会による承認を得て、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入し、これに伴い、長期業績連動型株式報酬型ストックオプション報酬枠および中期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠は、いずれも廃止しました。ただし、取締役等に対しすでに付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは今後も存続します。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりです。

当社グループの内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定める。

内部統制推進の最高責任者はＣＥＯとする。

取締役会は、事業環境や社会的要請の変化、法令の改正、リスクの多様化等に応じて内部統制システムの整備に関し継続的に検討を重ね、毎年一回その他必要に応じ見直しを行う。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人は、「ナブテスコウェイ」および「ナブテスコグループ倫理規範」を適正かつ公正な事業活動の拠り所としてこれを遵守する。また、社会の一員として社会規範・倫理に則した行動を行い、健全な企業文化の維持形成に努める。
- (2) 取締役（会）および執行役員は、法令、定款、取締役会規則およびグループ責任・権限規程等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。
- (3) 業務執行取締役および執行役員は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された職務を執行するとともに、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。また、各取締役および各執行役員は、他の取締役または執行役員によるものも含め、職務の執行について法令および定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会および監査役（会）へ報告する。
- (4) 取締役、執行役員および使用人は、意思決定および職務の執行において、本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底することで、判断の合理性・妥当性、適法性を確保する。
- (5) 取締役会は、社外取締役、社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて、適正な判断を行う。
- (6) 当社グループのコンプライアンスを推進するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、コンプライアンスに関する重要事項等の審議および取締役会への答申を行う。
- (7) コンプライアンスの推進においてＣＥＯを補佐するため、コンプライアンスを推進する部門を設置する。社会情勢および法改正等に則したコンプライアンス体制の見直しと、取締役、執行役員および使用人に対するコンプライアンス教育を行う。
- (8) 取締役、執行役員および使用人は、当社グループにおける不正行為の通報義務を有し、その手段の一つとして企業倫理ホットラインを開設し、運用する。企業倫理ホットラインへ通報をした者は、当該通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないも

のとする。

- (9) 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムおよびその有効性を評価する体制を整備・運用する。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役および執行役員は、その職務の執行に係る以下の情報（文書および電磁的記録。以下同じ。）について、法令および社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に作成および保存・管理を行う。
- ① 株主総会議事録およびその関連資料
 - ② 取締役会議事録およびその関連資料
 - ③ マネジメント・コミッティ等、取締役または執行役員が主催する重要な会議体の議事内容の記録および関連資料
 - ④ 取締役会または執行役員が決定者となる決定通知書および付属書類
 - ⑤ その他取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な書類
- (2) 上記(1)に定める情報の作成および保存・管理における責任者は、それぞれの会議体議長または別途定められた取締役、決定者または当該職務を執行する取締役もしくは執行役員とする。
- (3) 電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損益、資産効率、品質、災害等の状況が取締役会に適正かつタイムリーに報告され、また当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、迅速かつ的確に取締役（会）へ報告される体制を整備し、リスクの早期発見に努め、損失の極小化を図る。
- (2) 当社グループの事業活動に伴う多様なリスクの管理および損失の予防を行うため、リスクマネジメント委員会、グループ品質・PL委員会、グループESH委員会などの全社横断的な組織を設置するとともに、情報セキュリティに関する規程、危機的事故・災害時の事業継続計画に関する規程その他の社内規程の整備を行う。
- (3) 取締役会およびマネジメント・コミッティでの重要な業務執行の審議ならびにグループ責任・権限規程の遵守・徹底を通じて、意思決定の合理性・妥当性、適法性を確保し、リスクの管理を行う。
- (4) 事故、災害および重要な品質問題その他当社グループの業績、財務状況または信用に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象が発生した時の報告要領を社内規程に定め、それに基づく有事の際の迅速かつ適切な情報伝達および緊急対応体制を整備する。
- (5) 内部監査部門をはじめ本社専門スタッフが、業務上のリスク管理状況を横断的に監査し、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、必要な組織を組成し、それぞれの業務分掌を定める。業務執行取締役および執行役員は取締役会決議により業務を分担し、業務分掌に基づき業務を執行する。
- (2) 戦略事業単位としてカンパニーを設置し、各カンパニーはグループ責任・権限規程に基づき業務を執行し、報告を行う。
- (3) 取締役会付議事項のうち業務執行に係るものについては、業務執行上の重要事項を審議する機関であるマネジメント・コミティで事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制に係る理念、方針は全てグループ適用とし、グループ全体への浸透と統一化を図る。
- (2) グループ会社管理規程を制定し子会社の管理区分および管理事項を規定するとともに、子会社の規模および重要性（当社グループへの影響度合い）および子会社の自主健全性を勘案し、グループ責任・権限体系を定める。また、子会社における業務上の重要事項について当社に報告をさせる体制を整備する。
- (3) 全部連結を採用し全子会社の業績を当社連結業績に適切に反映させ、かつ管理連結を採用しカンパニー連結での業績評価を行うことで、子会社の事業運営の適正化、効率化および財務報告の質的向上を図る。
- (4) 子会社の取締役、監査役を当社より派遣し、意思決定および業務の適正化を図るとともに、グループ監査役会を通じて、子会社における監査の均質化と充実を図る。
- (5) 当社の内部監査部門において子会社に対する内部監査を実施し、監査を通じて業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。
- (6) 「ナブテスコグループ倫理規範」を子会社に周知徹底するとともに、コンプライアンスに関する教育や情報共有等を通じ、子会社におけるコンプライアンス体制の整備、強化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役（会）から監査役を補助すべき使用人の設置の要請があった場合は、監査役（会）との事前協議の上、速やかに当該使用人を確保する。
- (2) 監査役を補助すべき使用人を設けた場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動および人事考課は、監査役（会）との事前合議の上、決定する。
- (3) 監査役を補助すべき使用人は、かかる補助業務にあたり監査役（会）の指揮命令に服するものとする。

7. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役（会）に報告する。
- (2) 取締役、執行役員および使用人は、監査役が当事業の報告を求めた場合または当社の業務および財産の状況の調査をする場合は、迅速かつ適切に対応する。
- (3) 監査役と内部監査部門との連携を強化するため、監査協議会等を通じ、監査に関する協議、情報・意見交換を行う。また、グループ監査役会において監査役と子会社監査役との間で監査に関する協議、報告、意見交換を行う。
- (4) 内部統制に関連する部門は、内部統制システムの構築および運用の状況（子会社の取締役、使用人等から当該部門への報告事項を含む）について、定期的に監査役に報告する。
- (5) 監査役会が設置する監査役ホットラインについて取締役、執行役員および使用人に周知する。
- (6) 監査役に対し報告（監査役ホットラインへの通報を含む）を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が予算内であるか否かに関わらず、法令に従い、速やかに当該費用等を処理する。
- (2) マネジメント・コミッティ等の業務執行上の重要な会議への出席および経営情報の閲覧により、監査役が取締役と同等の情報に基づいた監査および業務執行上の重要事項における意思決定プロセスをチェックできる体制を確保する。
- (3) 監査役（会）は、ＣＥＯおよび代表取締役との意見交換会を定期的に行うことができる。
- (4) 監査役は、執行役員および重要な使用人から職務執行状況を報告させることができる。
- (5) 監査役が会計監査人および財務経理部門と定期的に意見交換を行い、財務報告の適正性について確認ができる体制を確保する。

以上

(注) 当社は、従来の「内部統制システム構築の基本方針」を2019年12月25日付で上記のとおり改定しています。

連結持分変動計算書(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2019年1月1日残高	10,000	15,096	155,133	△2,903
当期利益			17,931	
その他の包括利益				
当期包括利益合計			17,931	
自己株式の取得及び処分等			△35	367
配当金			△9,074	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△160	
株式報酬取引		△164		
所有者との取引額等合計	－	△164	△9,270	367
2019年12月31日残高	10,000	14,932	163,794	△2,536

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	公正価値の変動による評価差額	確定給付負債(資産)の純額の再測定	その他の資本の構成要素合計			
2019年1月1日残高	△2,887	4,264	－	1,377	178,702	10,553	189,255
当期利益					17,931	2,020	19,951
その他の包括利益	△752	615	△192	△329	△329	△163	△492
当期包括利益合計	△752	615	△192	△329	17,602	1,856	19,459
自己株式の取得及び処分等					332		332
配当金					△9,074	△674	△9,748
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△32	192	160	－		－
株式報酬取引					△164		△164
所有者との取引額等合計	－	△32	192	160	△8,906	△674	△9,580
2019年12月31日残高	△3,639	4,847	－	1,208	187,398	11,735	199,133

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しています。

なお、連結計算書類は同項後段の規定に基づき、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 …… 62社

主要会社名 : ナブコドア(株)、ナブテスコオートモーティブ(株)、ナブテスコサービス(株)、ナブコシステム(株)、東洋自動機(株)、納博特斯克(中国)精密机器有限公司、江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司、上海納博特斯克液压有限公司、上海納博特斯克液压設備商貿有限公司、Nabtesco Aerospace Inc.、NABCO Entrances,Inc.、Gilgen Door Systems AG、Nabtesco Precision Europe GmbH、Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.

Wupper Glas und Tür Technik GmbHは2019年10月29日付にて当社の連結子会社であるGilgen Door Systems Germany GmbHが100%出資持分を取得したため、Gilgen Door Systems Australia Pty Ltd.は2019年12月9日付にて設立したため、連結の範囲内に含めています。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 …… 9社

主要会社名 : (株)ハーモニック・ドライブ・システムズ、TMTマシナリー(株)

3. 会計方針に関する事項

I 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産の取得原価は主として総平均法に基づいて算定しており、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費、並びに当該棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに要したその他の費用が含まれています。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売時費用を控除した額です。

(2) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しています。

金融資産は、公正価値により当初測定しています。当初認識後に純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産については、その金融資産の取得のために直接要した取引費用を当初測定金額に含めています。

a 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で行っています。

償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しています。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しています。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しています。

b その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、当初認識時に、資本性金融商品のうち売買目的で保有するもの以外のものについて、原則としてその公正価値の変動をその他の包括利益に認識することを選択しています。その他の包括利益を通じて認識することを選択する場合には、その指定を行い、取消不能なものとして継続的に適用しています。当初認識後の測定は、その他の包括利益を通じて公正価値で行っています。

当該金融資産を売却する場合には、認識されていた累積利得又は損失は、売却時にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えています。当該金融資産からの配当金については純損益として認識しています。

C 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。当初認識後の測定は、純損益を通じて公正価値で行っています。

当社グループは、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に金融資産の認識を中止しています。

② 非デリバティブ金融負債

当社グループは、発行する負債証券をその発行日に当初認識しています。その他の金融負債はすべて、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しています。

当社グループの非デリバティブ金融負債は社債、借入金等で、すべて償却原価で測定する金融負債に分類しています。償却原価で測定する金融負債は、公正価値に直接取引費用を加味して当初測定しています。当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しています。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった場合に金融負債の認識を中止しています。

③ デリバティブ金融商品

当社グループは、為替及び金利の変動リスクを回避、軽減する目的等でデリバティブ金融商品を保有しています。

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後の測定は、純損益を通じて公正価値で測定しています。

Ⅱ 有形固定資産、のれん及び無形資産の評価基準、評価方法、及び減価償却又は償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する以下の費用が含まれています。

- ・ 資産の製造により直接生じる従業員給付及び組立、据付等の費用
- ・ 資産の撤去及び除去の義務を負う場合、その解体及び除去費用の見積り
- ・ 資産計上された借入費用

有形固定資産は各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて減価償却しています。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。

見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3 ～ 50 年
機械装置及び運搬具	4 ～ 17 年
工具、器具及び備品	2 ～ 20 年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(2) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。

当初認識後、のれんの取得原価から、減損損失累計額を控除して表示しています。のれんは償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れません。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

また、企業結合において、のれんと区分して識別した無形資産は、取得日の公正価値をもって取得原価として測定しています。

当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。

見積耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	3 ～ 5 年
顧客関連資産	3 ～ 8 年
技術資産	7 ～ 20 年
その他	8 ～ 20 年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

なお、耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除して表示しています。また、償却は行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(3) 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。投資不動産の測定及び減価償却方法は、有形固定資産に準じています。なお、投資不動産の見積耐用年数は5～50年です。

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

Ⅲ 非金融資産の減損

棚卸資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く、当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい金額としています。使用価値の算定において、見積り将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識します。

過去に認識した減損損失は、各期末日において、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。戻入れる金額は、減損損失を認識しなかった場合の減価償却費控除後の帳簿価額を超えない金額を上限としています。

Ⅳ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しています。引当金は、貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積り将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

製品保証引当金は、製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積って計上しています。

受注損失引当金は、受注契約に係る将来損失に備えるため、期末日現在における受注契約に係る損失見込額を個別に見積って計上しています。

Ⅴ 収益の計上基準

IFRS第15号の適用に伴い、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

① 一時点で充足される履行義務

当社グループは、産業用ロボット部品、建設機械用機器、鉄道車両用ブレーキ装置・自動扉装置、航空機部品、自動車用ブレーキ装置・駆動制御装置、船用制御装置、建物及び一般産業用自動扉装置、プラットホーム安全設備等の製造販売を主な事業としています。これらの製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しています。

② 一定期間にわたり充足される履行義務

当社グループは、次の要件のいずれかに該当する場合は、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- a 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- b 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- c 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している。

当社グループにおいて、一定期間にわたり充足される履行義務に関する収益としては、プラットホーム安全設備等の履行義務があります。プラットホーム安全設備等の収益は進捗度を見積り認識しています。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合で算出しています（インプット法）。

Ⅵ リース

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」という。)を適用しています。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている本基準の適用による累積的影響を適用開始日(2019年1月1日)に認識する方法を採用しています。

当社グループは、IFRS第16号C3項の実務上の便法を使用し、過去にIAS第17号「リース」(以下、「IAS第17号」という。)及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについて、その判断を引き継いで適用開始日より使用権資産及びリース負債を認識しています。

① リース負債

リース負債は、リースの開始日より認識し、支払われていないリース料の現在価値で測定しています。開始日後はリース負債に係る金利やリース料の支払いにより増減します。

② 使用権資産

使用権資産は、リースの開始日よりリース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定しています。開始日後においては、原価モデルを適用して、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。リースの開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか短い期間にわたり定額法にて償却しています。

なお、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについては、IFRS第16号C10項(d)の実務上の便法を使用し、当初直接コストを適用開始日の使用権資産の測定から除外しています。

また、短期リース及び原資産が少額であるリースについては、認識の免除を適用し、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

当社グループは、IFRS第16号の適用に伴い、適用開始日において使用権資産9,832百万円及びリース負債9,233百万円を認識しています。

なお、IFRS第16号の適用により営業利益等に与える重要な影響はありません。

Ⅶ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職後給付に係る会計処理

当社グループは、従業員の退職後給付制度として、退職一時金及び年金制度を設けています。これらの制度は確定拠出制度と確定給付制度に分類されます。

① 確定拠出制度

確定拠出制度の退職後給付に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に、費用として認識しています。

② 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しています。割引率は、将来の給付支払までの見込期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しています。確定給付資産又は負債の純額の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えています。

(2) 外貨換算に係る会計処理

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成しています。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としています。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。

取得原価で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しています。換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しています。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の換算により発生した差額については、その他の包括利益に計上しています。

③ 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額はその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素に含めて計上しています。また、在外営業活動体が処分される場合には、換算差額を純損益に振り替えています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した損失評価引当金	
営業債権	501百万円
その他の金融資産	40
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	116,246百万円
3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額	3,329百万円

連結損益計算書に関する注記

非金融資産の減損

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるOVALO GmbHに係る資金生成単位に配分されたのれんについて減損テストを実施したところ、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、当該のれんに係る減損損失を認識しています。

当該減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれており、回収可能価額は使用価値により測定しています(税引前の割引率：15.0%)。

(単位：百万円)

資産の種類	減損損失の金額
のれん	1,268

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 125,133,799株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,597	37	2018年12月31日	2019年3月27日
2019年7月31日 取締役会	普通株式	4,477	36	2019年6月30日	2019年8月30日

(注) 2019年3月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に係るみずほ信託銀行株式会社の信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円を含んでいます。

(注) 2019年7月31日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に係るみずほ信託銀行株式会社の信託口が保有する当社株式に対する配当金8百万円を含んでいます。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,601	37	2019年12月31日	2020年3月25日

(注) 2020年3月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)に係るみずほ信託銀行株式会社の信託口が保有する当社株式に対する配当金9百万円を含んでいます。

3. 当連結会計年度末新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式 65,300株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動に伴う財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク、市場リスク)を回避又は低減するために、以下のとおり、財務上のリスクを管理しています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、取引先の債務不履行により、当社グループが財務上の損失を被るリスクです。

現金及び現金同等物、及びその他の金融資産(流動)に含まれている3ヶ月超の定期預金については、当社グループは信用力の高い金融機関のみと取引を行っているため、信用リスクは限定的であると判断しています。

営業債権、契約資産及びその他の債権は取引先の信用リスクに晒されています。営業債権である受取手形及び売掛金については、当社グループは与信管理規程に基づき、取引先に対して与信限度額を設定し管理しています。与信限度額については、新規取引先については取引開始時、既存の取引先については定期的に信用状況を確認し、社内での審議・承認手続きを経て設定しています。信用状況がおもわしくない取引先に対しては、必要に応じて保証金や担保を取得する等の措置を講じています。これらの信用管理実務から入手される取引先等の取引状況や財務情報のほか、企業倒産数等マクロ経済状況の動向も勘案し、予想信用損失の認識や測定を行っています。その他の債権である未収入金については、取引先の信用リスクに晒されていますが、そのほとんどは短期間内で決済が予定されているものであり、信用リスクは限定的であると判断しています。

当社グループでは営業債権、契約資産及びその他の債権等に区分して、損失評価引当金の金額を算定しています。

営業債権及び契約資産については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を計上しています。営業債権及び契約資産以外のその他の債権等については、原則として12ヶ月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を計上していますが、信用リスクが著しく増加している場合は全期間の予想信用損失を個別に見積もって当該金融商品に係る損失評価引当金を計上しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、金融資産が当初認識以降に債務不履行となるリスクの変化の有無に基づいて判断しています。債務不履行となるリスクの変化の有無を評価するにあたっては、以下を考慮しています。

- ・取引先の業績の悪化等による財政困難
- ・債権の著しい回収遅延
- ・外部信用機関による格付の著しい引下げ

いずれの金融資産においても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として取り扱っています。

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている金融資産の帳簿価額になります。また、当社グループに、特定の取引先に対する過度に集中した信用リスクのエクスポージャーはありません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債を決済するにあたり、その支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性の状況を把握したうえで、高水準の手許資金を確保することにより、資金調達に係る流動性リスクを管理しています。また、一部地域では各地域統括会社等にて当該地域に所在するグループ資金を集中的かつ効率的に管理するキャッシュマネジメントシステムを導入しており、流動性リスクの低減に努めています。

(3) 市場リスク管理

① 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、当社グループが製造した製品等を海外にて販売しています。このため、当社グループは機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権債務等を報告期間末日の為替レートを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク(以下、「為替リスク」という。)に晒されています。

当社グループでは、外貨建営業債権債務等について、為替リスクに晒されていますが、通貨別月別に残高を把握し、原則としてこれをネットしたポジションについて先物為替予約及び通貨スワップ契約等を利用することで、当該リスクをヘッジしています。そのため、当社グループにおける為替リスクに対するエクスポージャーは限定的であると判断しています。

② 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されています。当社グループの有利子負債の一部は変動金利の借入金であり、その利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されています。

当社グループは、変動金利の借入金を超える額の余剰資金を短期的な預金等で運用しており、将来、金融市場環境の変化により金利が上昇した場合、当該余剰資金を返済原資として有利子負債を圧縮する方法及び金利スワップ契約等を利用することにより、将来発生する資金調達コストを抑えることが可能です。

したがって、当社グループにとって、期末日時点の金利リスクは重要ではないと考えています。当社グループにおける金利リスクに対するエクスポージャーは限定的であると判断しています。

③ 価格リスク

当社グループは、主に資本性金融商品(株式)から生じる市場価格の変動リスクに晒されています。当社グループが保有する資本性金融商品は、主に株式で定期的に公正価値や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融資産及び金融負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産	6,790	6,790
償却原価で測定する金融資産合計	6,790	6,790
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
ゴルフ会員権	149	149
デリバティブ金融資産	1,252	1,252
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,401	1,401
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
投資有価証券	7,771	7,771
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	7,771	7,771
金融資産合計	15,962	15,962
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金	43,936	43,953
償却原価で測定する金融負債合計	43,936	43,953
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ金融負債	13	13
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	13	13
金融負債合計	43,948	43,966

なお、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債として指定する取消不能な選択を行った金融資産及び金融負債は保有していません。償却原価で測定する金融資産である現金及び現金同等物、営業債権、契約資産、その他の債権、営業債務、及びその他の債務については、短期間で決済されることから帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、上表には含めていません。

公正価値の測定方法

(1) 償却原価で測定する金融資産

その他の金融資産

その他の金融資産の公正価値については、主に、一定の期間ごとに区分して、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値に基づいて評価しています。

(2) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

① ゴルフ会員権

ゴルフ会員権の公正価値については、相場価格等によっています。なお、ゴルフ会員権は、連結財政状態計算書における「その他の金融資産」に含まれています。

② デリバティブ金融資産

新株予約権の公正価値については、市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しています。為替予約の公正価値については、先物為替相場等に基づき算定しています。通貨スワップ契約及び金利スワップ契約の公正価値については、取引先金融機関等より提示された価格に基づき算定しています。なお、デリバティブ金融資産は、連結財政状態計算書における「その他の金融資産」に含まれています。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

投資有価証券

主に株式で構成される資本性金融商品であり、上場株式については取引所の市場価格、非上場株式については類似会社の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法等を用いて算定しています。なお、投資有価証券は、連結財政状態計算書における「その他の金融資産」に含まれています。

(4) 償却原価で測定する金融負債

社債及び借入金

当社の発行する社債の公正価値は、市場価格に基づいて評価しています。借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

デリバティブ金融負債

為替予約の公正価値については、先物為替相場等に基づき算定しています。なお、デリバティブ金融負債は、連結財政状態計算書における「その他の金融負債」に含まれています。

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルの一部及び土地等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における投資不動産の連結財政状態計算書上の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

帳簿価額	当連結会計年度末の公正価値
3,928	5,583

(注) 投資不動産の公正価値は、主として独立した不動産鑑定の特門家による評価額に基づいており、割引キャッシュ・フロー法による評価額又は観察可能な類似資産の市場取引価格等に基づいています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分	1,508円53銭
基本的 1 株当たり当期利益	144円50銭

その他の注記

記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000	26,274	26,274
当期変動額			
剰余金の配当			
資産圧縮積立金の取崩			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	10,000	26,274	26,274

	株 主 資 本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,077	211	84,944	86,231	△2,903	119,602
当期変動額						
剰余金の配当			△9,074	△9,074		△9,074
資産圧縮積立金の取崩		△4	4	－		－
当期純利益			4,373	4,373		4,373
自己株式の取得					△3	△3
自己株式の処分			△35	△35	370	334
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	－	△4	△4,732	△4,736	367	△4,369
当期末残高	1,077	207	80,211	81,495	△2,536	115,233

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,665	1,665	340	121,607
当期変動額				
剰余金の配当				△9,074
資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				4,373
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				334
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	49	49	△181	△132
当期変動額合計	49	49	△181	△4,501
当期末残高	1,714	1,714	159	117,106

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

評価基準
原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

評価方法

- ① 商品及び製品・仕掛品
主として総平均法(一部は個別法)
- ② 原材料及び貯蔵品
主として総平均法(一部は移動平均法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を行っています。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。

① 一般債権

貸倒実績率法

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上しています。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、期末日現在における受注契約に係る損失見込額を個別に見積って計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

79,139百万円

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証

ナブテスコオートモーティブ(株)	46百万円	(424 千米ドル)
------------------	-------	--------------

納博特斯克（中国）精密机器有限公司	525	(33,500 千人民元)
-------------------	-----	-----------------

Nabtesco Oclap S.r.l.	184	(1,500 千ユーロ)
-----------------------	-----	----------------

OVALO GmbH	749	(6,112 千ユーロ)
------------	-----	----------------

合計	1,505	
----	-------	--

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	21,549百万円
--------	-----------

長期金銭債権	2,713
--------	-------

短期金銭債務	15,067
--------	--------

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	46,453百万円
-----	-----------

仕入高	16,127
-----	--------

(2) 営業取引以外の取引高

受取配当金	4,844百万円
-------	----------

受取賃貸料	176
-------	-----

2. 関係会社出資金評価損

関係会社出資金評価損は、連結子会社であるNabtesco Europe GmbH等への出資金に係る評価損です。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,013,362株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,863百万円
未払金	462
たな卸資産評価損	100
未払賞与	396
製品保証引当金	165
関係会社株式評価損	165
組織再編に伴う関係会社株式	437
関係会社出資金評価損	3,213
ゴルフ会員権評価損	18
貸倒引当金	7
その他	521
繰延税金資産小計	7,348
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,878
評価性引当額小計	△3,878
繰延税金資産合計	3,470
繰延税金負債	
資産圧縮積立金	1,116
その他有価証券評価差額金	1,016
繰延税金負債合計	2,132
繰延税金資産の純額	1,338

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名称	事業区分	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
				役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	ナブテスコ サービス(株)	トランス ポート	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸借	27,986	立替金 預り金	239 5,540
子会社	ナブテスコ オートモーティブ(株)	トランス ポート	100.0	有	—	資金の 貸借	30,024	立替金 預り金	1,429 1,494
子会社	東洋自動機(株)	その他	100.0	有	—	資金の 貸借	39,575	立替金 預り金	3,821 4,693
子会社	ティーエス プレシジョン(株)	その他	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸借	4,922	立替金 預り金	431 539
子会社	ナブコシステム(株)	アクセシ ビリティ	85.9	有	製品の 販売等	製品の 販売	6,141	売掛金	2,410
子会社	(株)テイ・エス・ メカテック	コンポー ネント	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸借	2,759	預り金	673
子会社	(株)ナブテック	トランス ポート	100.0	無	機械装置 の製品設 計等	資金の 貸借	3,234	預り金	223

- (注) 1 製品の販売取引については、市場価格等を勘案し決定しています。
- 2 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
- 3 ナブテスコサービス(株)、ナブテスコオートモーティブ(株)、東洋自動機(株)、ティーエス プレシジョン(株)、(株)テイ・エス・メカテック及び(株)ナブテックからの資金の預り及び貸付に付される利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	942円20銭
1 株当たり当期純利益	35円24銭

その他の注記

記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しています。